

# 目次

## I

### Q&A 健康入浴推進事業の概要

4

- Q 健康入浴推進事業とはなんですか？ 4
- Q 健康入浴推進事業の目的はなんですか？ 4
- Q 健康入浴推進事業の実施主体はどこですか？ 5
- Q どのような事業を行うのですか？ 6
- Q 健康入浴推進員講習会とはどのようなことをするのですか？ 6
- Q 健康入浴推進モデル事業とはどのようなものですか？ 8
- Q うちの銭湯でモデル事業を実施できますか？ 8

## II

### Q&A 公衆浴場の新しい役割

9

- Q これからの銭湯に求められる役割とはなんでしょう？ 9
- Q リラクゼーションセンターとなるには、どうすればいいですか？ 9
- Q 地域交流の場となるには、どうすればいいですか？ 10
- Q 高齢者・障害者の支援の場となるには、どうすればいいですか？ 10
- Q 健康づくりの場となるには、どうすればいいですか？ 11
- Q 伝統文化の継承、教育の場となるには、どうすればいいですか？ 11

## III

### モデル事業の実施例

12

- ① 銭湯で健康チェック（東京都・京都府・岩手県） 13
- ② 銭湯で運動（東京都・京都府・山梨県・福岡県） 14
- ③ 銭湯で<sup>プラスアルファ</sup> +  $\alpha$  のお楽しみ（大阪府・東京都） 15
- ④ 銭湯で世代をこえた交流（山口県・東京都） 16
- ⑤ 銭湯で住民同士の交流（京都府） 17

## IV

### モデル事業の企画から実施まで（京都府）

18

- この事業に対する基本的な考え方 18
- Q&A 銭湯 KING が生まれるまで 19

## V

### 資料

22

- 〈資料 1〉 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律 22
- 〈資料 2〉 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を  
改正する法律の施行について（施行通知） 23



元気にチャレンジ!  
しっかり手ごたえ!

—みんなの健康を後押しする健康入浴推進事業への取り組み—

# I

## 健康入浴推進事業の概要

### Q 健康入浴推進事業とはなんですか？

**A** 平成16年4月に「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」が改正されました。この法律は、国や地方公共団体に対して、「住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならない」と規定しています。また、公衆浴場の経営者に対しては、「国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めること」を求めています。この法律の趣旨に基づいて、各都道府県の生活衛生営業指導センターと公衆浴場が、自治体などと協力して行う事業が健康入浴推進事業です。

厚生労働省

法律改正

### Q 健康入浴推進事業の目的はなんですか？



**A** メタボリック・シンドロームや生活習慣病、ストレスの予防や改善などに役立つ指導や情報の提供をしたり、ストレス解消の効果など、入浴に関する正しい知識を広めるための講習会の開催などを通じて、公衆浴場を国民の健康増進に役立てよう、というのが健康入浴推進事業の目的です。また、公衆浴場の新しい利用方法を提案し、普及していくことも目的の一つです。

# Q

## 健康入浴推進事業の実施主体はどこですか？

**A** 都道府県生活衛生営業指導センターが主体となって実施します。ただし、事業の企画や実行、評価は、指導センターが設置する健康入浴推進事業運営協議会が行います。協議会は、事業内容が、それぞれの地域の実情に即した、より効果的なものになるように、事業を企画・立案し、実施計画を策定します。そして、その実施計画に基づいてモデル事業を実施する公衆浴場を選び、事業が円滑に実行されるように指導調整をしたり、実施後の評価などを行います。協議会のメンバーは、学識経験者や公衆浴場業生活衛生同業組合、福祉関係団体等の関係者、都道府県および市区町村の事務担当者（保健師、看護師、栄養士、健康運動指導士などを含む）などで構成されます。表1に一例として、大阪府の協議会メンバーの構成を示します。



表 1. 大阪府健康入浴推進事業運営協議会の委員構成

区 分	人 数	委員所属団体等
学識経験者	1	元大阪府八尾保健所所長（医師）
関係行政機関	3	大阪府健康福祉部健康づくり感染症課参事（医師） 大阪府健康福祉部環境衛生課課長補佐 大阪市健康福祉局健康推進部保健主幹
浴場組合の意見を代表する者	1	大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合常務理事
保健師等	2	大阪府健康福祉部健康づくり感染症課参事（保健師） 大阪市健康福祉局健康推進部保健主幹（保健師）
合 計	7	

**Q** どのような事業を行うのですか？

**A** 健康入浴推進事業は「健康入浴推進員養成講習会」と「健康入浴推進モデル事業」の2事業があります。



**Q** 健康入浴推進員講習会とはどのようなことをするのですか？

**A** 健康入浴推進員養成講習会は、健康入浴推進事業を地域に定着させ、継続して実施していくための役割を担う人材を育成するための講習会です。公衆浴場に従事する人などを対象に、次のような内容で研修を行い、終了した人を「健康入浴推進員」として認定します。具体的なカリキュラム例を表2に掲げます。

〈研修項目〉

- ①具体的に生活習慣病の予防・改善、健康に関する様々な情報の提供を行うための手法
- ②公衆浴場の利用者に対して、入浴に関する正しい知識を普及し、また実践的な指導を行うために必要な知識
- ③健康入浴推進事業の実施運営に必要な知識や情報、先駆的な類似事業の取り組み例など



表 2. 健康入浴推進員養成講習会のカリキュラム例

研修科目・内容	所要時間	担当（講師等）
<b>1 健康入浴推進事業概説</b> 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の改正の趣旨、国民健康づくり運動の推進、健康づくりの拠点となる銭湯の役割等についての講義。	1～2時間	指導センター担当者、行政機関職員等
<b>2 銭湯における温熱効果概説</b> 入浴・温熱刺激による生体反応の生理作用やその応用法について、医学的視点に立った銭湯の予防医学的意義についての講義。	1～2時間	指導センター担当者、学識経験者、保健師、健康運動指導士等
<b>3 事例研究</b> 既に先駆的に取り組んでいる、浴場組合、公衆浴場を参考として、その事業概要、事業発足の背景等について研究、討議する。	1～2時間	指導センター担当者、先駆的に実施している浴場経営者、浴場組合役員及び参加者、積極的に取り組んでいる自治体担当者
<b>4 指導センター及び浴場組合の取り組み</b> 本事業に対する都道府県指導センター及び浴場組合の取り組み、モデル事業の実施計画等について研究、討議する。	1～2時間	同上

**Q** 健康入浴推進モデル事業とはどのようなものですか？

**A** 協議会から選ばれた公衆浴場で、次に掲げる事業のうち、協議会が定めた実施計画に基づく事業を実施します。

- ①生活習慣病の予防と改善、健康に関する様々な情報の提供
- ②入浴に関する正しい知識の普及とその実践的な指導
- ③保健師、栄養士、健康運動指導士などによる健康教育や相談など
- ④その他協議会の策定した実施計画に基づく事業



**Q** うちの銭湯でモデル事業を実施できますか？

**A** もちろん可能です。「うちでも何かしてみたいな」「なにかできるかな」と思ったら、まず指導センターに相談してみてください。その段階では具体的な計画を立てておく必要はありません。指導センターと協議会とあなたの三者で話しあい、どのような事業が実施可能か、どのような事業がもっともふさわしいかを検討して、計画を立てていきます。

一人でも多くの公衆浴場経営者のみなさんが健康入浴推進事業に興味をもち、モデル事業に参加してくださることを期待しています。

